

「鏡野町未来・希望基金事業」 令和8年度事業募集要項

1 事業の目的

鏡野町未来・希望基金事業は、未来に希望が広がるまちづくりを目指して、各地域が自主的、主体的に行う、活力のある地域づくりと助け合いの心が育つ地域づくりを支援することを目的とします。

2 事業の方針

少子高齢社会の進展などにより、住民ニーズはますます複雑・多様化しており、これらのニーズ全てに対応していくことは難しくなっています。

「住み続けたい」と思えるまちにしていくには、町民と行政とが相互補完の関係をもとに様々な地域課題（福祉、防災、文化、教育などの問題）を共有し、それぞれの特性を生かしながら連携・協力して取り組むことが不可欠です。

本事業では、町民の主体的な地域活動を推進し、町民が自主・自発的に行う公益的なまちづくり活動に対し、経費の一部を支援することにより、地域それぞれの良いところを活かし、課題を協働で解決できるような特色のある地域づくりを推進していきます。「地域で解決できることは地域で、できない事は地域づくり協議会で、それでもできない事は行政が行う」という相互補完的な関係を目指します。

3 対象事業の要件

(1) 次に掲げるすべての要件を満たす事業を対象とします。

- ①地区公民館の区域内に存する自治会を主な構成団体として設立された「地域づくり協議会」が実施する事業であること
- ②原則、町内で実施される事業であり、かつ、当該団体の承認を受けた事業であること。
- ③※地域が抱える課題を解決するための活動であって、かつ、事業の公益性や公共性が認められ、事業の効果が期待できること。

※ “地域が抱える課題” とは

地域全体又は特定の地域において、地理的、社会構造の変化及び社会的要件により、一定の年代層又は不特定多数の生活に支障があること、又は、支障があると予測されること

- ④実施しようとする事業が町及び他の団体から本補助金以外の補助金（以下「その他補助金」という。）を受けている場合は、事業費からその他補助金を除いた額の5分の4を上限とする。ただし、その他補助金の要綱や規定等に補助金を重複することが禁止されていない場合に限る。
- ⑤事業の実施計画（事業効果を含む。）及び収支計画が明確であること。
- ⑥申請する事業が、申請する年度の末日までに完了すること。

(2) 次に掲げる事業は対象としません。

- ① 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする事業
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- ③ その他町長が不適当と認める事業

4 応募資格

- (1) 町長が認定した「地域づくり協議会」で、今後も引き続き活動する団体であること。
- (2) 会計経理が適正に行われている又は適正に行われると見込まれること。
- (3) 地域づくり協議会の預金口座を開設していること。

5 補助金の対象となる事業例

(1) 対象となる事業

対象となる事業は、下記に掲げる内容のほか地域の課題解決に繋がる事業とします。

福祉対策等	地域サロン設置、安否確認、バリアフリー・まち点検
	配食サービス、移送支援、見守り台帳作成
	住民の健康づくり、栄養改善
	子どもへの声掛け・見守り運動、地区安全マップづくり
	多目的広場の整備、人材バンク事業
	子どもの居場所づくり（子ども教室、子ども食堂）
環境・観光対策等	景勝地の保全、休憩所作り、名所・旧跡案内板設置
	直売所設置、特産品づくり、休耕田の活用
	不法投棄対策、河川清掃、景観整備
	空き家・空き農地マップ作成、空き家管理サービス
暮らし、健康対策等	防災マップづくり、避難訓練、避難体制整備
	小中高との連携活動、課外教育（自然学習等）
	地域文化の伝承、遺跡の周辺整備、ほたるの里づくり
	地域スポーツのすすめ、地区体育大会
参加の仕組みづくり	住民アンケート調査、事業計画策定、先進地視察
	協議会だより（広報紙）の発行

6 事業費の助成額及び対象経費

(1) 補助金の交付限度額

- 町長が地域の課題解決のため特に必要と認めた事業について、その事業に係る費用の一部を支援します。
- 鏡野町未来・希望基金事業は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、この期間内に次に掲げる地域づくり協議会ごとの限度額の範囲内とします。

協議会名	助成限度額（円）				
	事業費補助金			団体運営費補助金	合計
	本事業	健康のむらづくり事業	美しいまちづくり事業		
芳野地区地域づくり協議会	15,230,000	2,640,000	120,000	550,000	18,540,000
大野地区地域づくり協議会	14,590,000	3,530,000	2,810,000	550,000	21,480,000
小田地区地域づくり協議会	9,240,000	730,000	490,000	550,000	11,010,000

中谷地区地域づくり協議会	5,740,000	1,390,000	460,000	550,000	8,140,000
香南地区地域づくり協議会	8,290,000	2,630,000	670,000	550,000	12,140,000
香北地区地域づくり協議会	5,110,000	3,050,000	420,000	550,000	9,130,000
郷地区地域づくり協議会	8,720,000	2,020,000	1,640,000	550,000	12,930,000
久泉地区地域づくり協議会	4,920,000	280,000	170,000	550,000	5,920,000
羽出地区地域づくり協議会	4,660,000	1,140,000	370,000	550,000	6,720,000
奥津地区地域づくり協議会	5,240,000	1,080,000	150,000	550,000	7,020,000
上齋原地区地域づくり協議会	5,380,000	210,000	1,700,000	550,000	7,840,000
富地区地域づくり協議会	5,510,000	780,000	1,390,000	550,000	8,230,000
合 計	92,630,000	19,480,000	10,390,000	6,600,000	129,100,000

※まちづくり課予算 事務費、情報共有会開催費 900,000

(2) 事業費の対象となる経費は次のとおりです。

費 目	内 容
報 償 費	講師等への謝金・謝礼
旅 費	事業実施に必要な旅費
消 耗 品 費	事業実施に必要な資料、周知等の用紙代、材料代等
燃 料 費	事業実施に必要な燃料費
光 熱 水 費	事業実施に必要な光熱水費
食 糧 費	事業実施に必要な食糧・食材料代（弁当は一人700円まで）
印 刷 製 本 費	事業実施に必要な資料、活動報告書、パンフレット等のコピー若しくは印刷又は写真の現像、プリント代等
修 繕 料	事業実施に必要な修繕料
通 信 運 搬 費	切手、はがき、小包等の料金、電話料金等
保 険 料	事業実施に必要な保険料、講師・指導者が加入する損害賠償保険等
手 数 料	振込み手数料、クリーニング代等
委 託 料	事業実施に必要な委託料（看板等の製作など）
使用料及び賃借料	会場使用料、音響機器使用料、車両その他機器のレンタル料
原 材 料 費	事業を実施するために必要不可欠と認められる原材料代
工 事 費	事業を実施するために必要不可欠と認められる工事費
備 品 購 入 費	5万円以上で、事業実施に必要な備品購入費（30万円を超える部分は3分の2）
そ の 他	町長が特に必要と認めたもの

※ この経費は、団体の運営費に係る経費を助成するものではありません。

7 団体運営費の助成

- (1) 地域づくり協議会の運営に対する費用の一部を支援します。
- (2) 団体運営費は、事業費の申請と同じく、毎年申請、実績報告、精算をしていただきます。
- (3) 事業費に不足が生じた場合には、団体運営費から流用することができます。
- (4) 団体運営費に不足が生じた場合には、5年間で100万円を限度に事業費から流用することができます。
- (5) 団体運営費の対象となる経費は次のとおりです。

費 目	内 容
報 酬	役員手当に必要な経費
労務賃金等人件費	事務手続き等に係る人件費
消 耗 品 費	協議会の運営に必要な資料、周知等の用紙代、材料代等
燃 料 費	協議会の運営に必要な燃料費
食 糧 費	会議の茶菓代等必要不可欠と認められる食材料代
印 刷 製 本 費	協議会の運営に必要な資料、活動報告書、パンフレット等のコピー若しくは印刷又は写真の現像、プリント代等
通 信 運 搬 費	切手、はがき、小包等の料金、電話料金等
手 数 料	振込み手数料等
使用料及び賃借料	会場使用料、その他機器のレンタル料
備 品 購 入 費	5万円以上で、事業実施に必要な備品購入費（30万円を超える部分は3分の2）
そ の 他	町長が特に必要と認めたもの

8 申請の受付

- (1) 受付期間（1次、2次の期間内で書類を提出してください。）
 - 1次 令和8年2月16日(月)～令和8年3月13日(金)必着
 - 2次 令和8年5月7日(木)～令和8年5月22日(金)必着

- (2) 申請方法

以下に記載した書類をまちづくり課へ持参、郵送、メールのいずれかの方法で提出してください。

(新規申請)

- ・ア 鏡野町未来・希望基金事業申請書（様式第1号）：1部
- ・イ 地域づくり協議会の概要：1部
- ・ウ 事業計画書（その1・その2）：1部（事業ごとに作成）
- ・エ その他参考資料：1部

(変更申請) ※事業の追加、事業内容の変更

- ・ア 補助金変更交付申請書（様式第3号）：1部
- ・イ 事業計画書（その1・その2）：1部（事業ごとに作成）
- ・ウ その他参考資料：1部

(4) 提出先

〒708-0392 鏡野町竹田 660 番地 鏡野町まちづくり課 電話：0868-54-2982 Mail：machi@town.kagamino.lg.jp 持参の受付時間：平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
--

9 審査方法

- (1) 鏡野町未来・希望基金事業審査委員会が計画書等申請書類により、総合的に審査し、可否を決定します。
- (2) 審査委員会へ事業説明はまちづくり課で行いますので、事前にまちづくり課より事業内容の聞き取りや、事業説明に必要な資料等を提出していただく場合があります。

10 審査基準

審査では、次のような視点で評価します。

(1) 活動の意図

- ・地域が抱える課題を解決する取り組みであるか
- ・事業の内容が公益性、社会的必要性があるか
- ・事業の内容が町民ニーズに合っているか

(2) 活動の効果

- ・費用と事業内容のバランスが取れているか
- ・費用に対して事業の効果は妥当か

(3) 将来性

- ・事業の発展が見込まれるか
- ・将来的に自立できる活動であるか

(4) 先駆性

- ・新たな視点や発想にたった取り組みか
- ・他の町民や団体への波及効果があるか

(5) 事業内容

- ・予算は妥当な範囲か
- ・事業規模は適正か
- ・事業の実施方法は妥当か

11 補助金交付決定及び変更

- (1) 審査委員会による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当と認められる事業を選考し、鏡野町未来・希望基金事業補助金交付対象事業選考結果通知書及び補助金交付決定通知書(様式第2号)により団体に通知します。
 - (2) 交付決定を受けた団体は、交付決定事業の追加や内容の変更、交付決定額の変更を受けたい場合は、申請受付期間中に補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要資料を添付して申請してください。ただし、交付決定額の20%以内の減額による変更は除きます。(※)
 - (3) 別紙に記載する事業については、審査委員会による審査を受けず、補助金を交付することが適当かどうかを選考することとします。
- (※) 補助金額の増額や、補助金額の20%を超える減額は、変更交付申請が必要です。

1 2 概算払い

補助金交付決定を受け、補助金の概算払いを希望する団体は、鏡野町未来・希望基金事業補助金概算交付請求書（様式第5号）により概算請求することができます。

町は、概算請求書により請求を受けたときは、書類を審査したうえで、補助金を概算交付します。

1 3 中間報告

補助事業が採択された団体は、補助事業の遂行の状況に関し町から報告を求められた時は、報告書を提出することになります。

1 4 実績報告

(1) 事業及び団体運営費の実績報告

① 補助事業が採択された団体は、事業完了後 30 日以内又は当該事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、以下の書類を持参、郵送（簡易書留）、メールのいずれかの方法で提出してください。

ア 鏡野町未来・希望基金事業補助金実績報告書（様式第6号）

イ 事業実施報告書

ウ その他関係書類（領収書、実施状況写真等）

② 実績報告書を団体が提出後、町長はその内容を審査し、その内容が適正と認められるときは、補助金の額を確定し、鏡野町未来・希望基金事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により団体へ通知します。

③ 団体は、精算残金があるときは、速やかにこれを返還しなければなりません。

1 5 個人情報の保護及び情報公開

(1) 鏡野町未来・希望基金事業の実施に関して収集した個人情報は町条例に基づき適正に管理するとともに、当該事業に関する業務に使用するほか、行政運営のため特に必要がある場合のほかは使用いたしません。

(2) 鏡野町未来・希望基金事業の実施に関して提出された文書及び活動内容は原則公開とします。ただし、審査に関する文書等は非公開とします。

1 6 その他

(1) 申請等に要する費用は団体運営費補助金の対象となります。

(2) 申請書類等は返却しません。

(3) 補助金の申請は、一度採択された事業であっても毎年度申請していただく必要があります。

17 事業の流れ

申請書提出	1次 令和8年2月16日～3月13日 2次 令和8年5月7日～5月22日
審査の実施	1次 令和8年3月下旬 2次 令和8年6月上旬頃
交付決定	1次 令和8年4月上旬頃 2次 令和8年6月中旬頃
概算交付請求（補助金の概算払いを希望する団体のみ）	交付決定後 1次交付決定後（4月中旬頃） 2次交付決定後（6月下旬頃）
中間報告書の提出（補助事業の遂行の状況に関し、町から報告を求められた場合）	令和8年10月以降
実績報告	事業完了日から30日以内または 令和9年3月31日まで
事業の公表	令和8年9月以降

18 年間スケジュール

月	内 容	地域づくり協議会
2月 ～ 3月	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度 事業実績報告書提出及び清算 令和8年度 補助金申請募集（1次） 未来・希望基金事業審査会（1次） 	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書提出（令和7年度） 1次申請書提出（令和8年度） 2月16日～3月13日まで
4月	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度 補助金交付決定（1次） 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金概算請求（1次）
5月	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度 補助金申請募集（2次） 	<ul style="list-style-type: none"> 2次申請書提出（令和8年度） 5月7日～22日まで
6月	<ul style="list-style-type: none"> 未来・希望基金事業審査会（2次） 令和8年度 補助金交付決定（2次） 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金概算請求（2次）
7月 ～ 1月		
2月 ～ 3月	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度 実績報告書提出及び精算 令和9年度 補助金申請募集（1次） （予定） 	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書提出（令和8年度） 1次申請書提出（令和9年度） （予定）

各地区の実情に応じた取り組み

- ・会議の開催
- ・先進地視察等の実施
- ・事業の実施
- ・取り組みの振り返り
- ・事業計画の策定など

▽お問い合わせ

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660 番地
鏡野町役場 まちづくり課
電話：0868-54-2982
Mail：machi@town.kagamino.lg.jp